

高速自動車国道中央自動車道
西宮線等に関する協定

高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第４条中「別紙１－１４０」を「別紙１－１４５」に改める。

第５条中「別紙１－１４０」を「別紙１－１４５」に改める。

第１１条中「令和４２年１月２４日」を「令和４５年１０月６日」に改める。

第１４条中「別紙１－１４０」を「別紙１－１４５」に改める。

別紙１－２から別紙１－６、別紙１－９、別紙１－１２、別紙１－１３、別紙１－１
６、別紙１－２４、別紙１－２５、別紙１－２７、別紙１－３１、別紙１－３４、別紙
１－３５、別紙１－４０、別紙１－４１、別紙１－６２、別紙１－７４、別紙１－９１、
別紙１－９９から別紙１－１０１、別紙１－１０４、別紙１－１０５、別紙１－１０７、
別紙１－１０８、別紙１－１１０から別紙１－１１２、別紙１－１１４、別紙１－１１
５、別紙１－１１９から別紙１－１３０、別紙１－１３２、別紙１－１３３、別紙１－
１３５から別紙１－１４０を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(滋賀県大津市上田上牧町から京都府城陽市寺田金尾まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 滋賀県大津市上田上牧町 から
 京都府城陽市寺田金尾 まで

(ロ) 延 長 25.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
滋賀県大津市 上田上牧町	から	120	25.1	
京都府城陽市 寺田金尾	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 (3. 50 メートル) (暫定4車線)
3. 50 メートル、 3. 75 メートル 6車線

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
滋賀県大津市 上田上牧町 から	(4 車線)	(6 車線)	(暫定4車線)
京都府城陽市 寺田金尾 まで	6 車線	6 車線	6車線

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道307号	京都府綴喜郡 宇治田原町大字郷之口	立体接続	宇治田原インターチェンジ(仮称)
一般国道24号 (京奈道路)	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ
一般国道24号	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ

(4) 工事予算

588, 674 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	5 年	12 月	4 日	
②工事の完成予定年月日	令和	6 年	3 月	31 日	(暫定4車線供用)
	令和	13 年	3 月	31 日	(6車線化完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

714, 613 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 680, 865 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(京都府城陽市寺田金尾から京都府八幡市美濃山荒坂まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府城陽市寺田金尾 から
 京都府八幡市美濃山荒坂 まで

(ロ) 延 長 3.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府城陽市 寺田金尾	から	120	3.5	
京都府八幡市 美濃山荒坂	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府城陽市 寺田金尾 から 京都府八幡市 美濃山荒坂 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (京奈道路)	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ
一般国道24号	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ
一般国道1号 (第二京阪道路)	京都府八幡市 美濃山荒坂	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ
府道八幡京田辺インター線	京都府八幡市 美濃山古寺	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ

(4) 工事予算

109, 244 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|--------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 10 年 | 1 月 | 20 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 29 年 | 4 月 | 30 日 (供用開始) |
| | 令和 | 3 年 | 3 月 | 30 日 (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

104, 117 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 104, 117 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(京都府八幡市美濃山荒坂から大阪府高槻市原まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府八幡市美濃山荒坂 から
 大阪府高槻市原 まで

(ロ) 延 長 10.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府八幡市 美濃山荒坂	から	120	10.7	
大阪府高槻市 原	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府八幡市 美濃山荒坂 から	(4 車線)	(6 車線)	(暫定4車線)
大阪府高槻市 原 まで	6 車線	6 車線	6車線

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	(1. 75×2) 2. 50×2	(3. 50) 5. 00	(1. 75) 2. 50	(1. 25) 1. 25	(3. 00) 3. 75	(暫定4車線) 6車線

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (第二京阪道路)	京都府八幡市 美濃山荒坂	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ
府道八幡京田辺インター線	京都府八幡市 美濃山古寺	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ

(4) 工事予算

568, 566 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 令和 6 年 3 月 31 日 (暫定4車線供用)

令和 13 年 3 月 31 日 (6車線化完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

661, 737 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 634, 051 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(大阪府高槻市原から大阪府箕面市下止々呂美まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府高槻市原 から
大阪府箕面市下止々呂美 まで

(口) 延 長 18.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(口) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府高槻市 原 から 大阪府箕面市 下止々呂美 まで	120	18.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府高槻市 原 から 大阪府箕面市 下止々呂美 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 75	1. 25	3. 00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中央自動車道 西宮線	大阪府高槻市 宮が谷	立体接続	高槻ジャンクション・インターチェンジ
府道伏見柳谷高槻線	大阪府高槻市 成合	立体接続	高槻ジャンクション・インターチェンジ
府道茨木摂津線	大阪府茨木市 千提寺	立体接続	茨木千提寺インターチェンジ
一般国道423号	大阪府箕面市 下止々呂美	立体接続	箕面とどろみインターチェンジ
一般国道423号 バイパス	大阪府箕面市 下止々呂美	立体接続	箕面とどろみインターチェンジ

(4) 工事予算

383, 404 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | | |
|-------------|----|------|------|------|---------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 12 年 | 1 月 | 12 日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 29 年 | 12 月 | 10 日 | (供用開始) |
| | 令和 | 4 年 | 3 月 | 30 日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

407, 780 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 407, 780 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(大阪府箕面市下止々呂美から兵庫県神戸市北区八多町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府箕面市下止々呂美 から
 兵庫県神戸市北区八多町 まで

(ロ) 延 長 22.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府箕面市 下止々呂美	から	120	22.6	
兵庫県神戸市 北区八多町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府箕面市 下止々呂美 から 兵庫県神戸市 北区八多町 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道川西インター線	兵庫県川西市 西畦野	立体接続	川西インターチェンジ
中国縦貫自動車道	兵庫県神戸市 北区八多町	立体接続	神戸ジャンクション
山陽自動車道 吹田山口線	兵庫県神戸市 北区八多町	平面接続	神戸ジャンクション

(4) 工事予算

384, 946 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	11 年	1 月	8 日	
②工事の完成予定年月日	平成	29 年	12 月	10 日	(箕面とどろみIC～川西IC 供用開始)
	平成	30 年	3 月	18 日	(川西IC～神戸JCT 供用開始)
	令和	4 年	3 月	30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

413, 527 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 413, 527 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道姫路鳥取線

(兵庫県たつの市新宮町角亀から兵庫県宍粟市山崎町市場まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 姫路鳥取線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 兵庫県たつの市新宮町角亀 から
 兵庫県宍粟市山崎町市場 まで

(ロ) 延 長 11.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
兵庫県たつの市 新宮町角亀	から	80	11.4	
兵庫県宍粟市 山崎町市場	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
兵庫県たつの市 新宮町角亀 から 兵庫県宍粟市 山崎町市場 まで	2 車線	4 車線	

用地買収については、現地条件等を勘案した上で、当面、暫定二車線施工に必要となる用地を取得するものとする。

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道播磨新宮インター線	兵庫県たつの市 新宮町光都三丁目	立体接続	播磨新宮インターチェンジ
中国縦貫自動車道	兵庫県宍粟市 山崎町市場	立体接続	山崎ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

72, 258 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日
- ②工事の完成予定年月日 令和 4 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

80, 441 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 77, 506 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線

(徳島県徳島市北沖洲から徳島県徳島市川内町富久まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県徳島市北沖洲 から
 徳島県徳島市川内町富久 まで

(ロ) 延 長 4.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第3級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県徳島市 北沖洲	から	100	4.7	
徳島県徳島市 川内町富久	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
徳島県徳島市 北沖洲 から 徳島県徳島市 川内町富久 まで	2 車線	4 車線	

用地買収については、現地条件等を勘案した上で、当面、暫定二車線施工に必要となる用地を取得するものとする。

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
四国横断自動車道 阿南四万十線	徳島県徳島市 北沖洲	平面接続	本線(新直轄)
県道徳島東インター線	徳島県徳島市 北沖洲	立体接続	徳島東インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

106, 865 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日
- ②工事の完成予定年月日 令和 4 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

120, 597 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 117, 441 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線

(徳島県徳島市川内町鈴江東から徳島県鳴門市大津町大代まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県徳島市川内町鈴江東 から
 徳島県鳴門市大津町大代 まで

(ロ) 延 長 10.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第3級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県徳島市 川内町鈴江東	から	100	10.9	
徳島県鳴門市 大津町大代	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
徳島県徳島市 川内町鈴江東 から 徳島県鳴門市 大津町大代 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- 一 メートル (土工部)
- 一 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
四国縦貫自動車道	徳島県徳島市 川内町鈴江東	平面接続	本線
一般国道11号	徳島県徳島市 川内町沖島	立体接続	徳島インターチェンジ

(4) 工事予算

93, 127 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 14 日(供用開始)
令和 3 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

105, 141 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 105, 141 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(福岡県築上郡築上町大字上ノ河内から大分県宇佐市大字山本まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県築上郡築上町大字上ノ河内 から
 大分県宇佐市大字山本 まで

(ロ) 延 長 28.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第3級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内	から	100	28.3	
大分県宇佐市 大字山本	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内 から 大分県宇佐市 大字山本 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道10号 (椎田道路)	福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内	立体接続	椎田南インターチェンジ
一般国道10号 (椎田道路)	福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内	平面接続	本線
県道犀川豊前線	福岡県豊前市 大字久路土	立体接続	豊前インターチェンジ
一般国道212号	大分県中津市 三光西秣	立体接続	中津インターチェンジ
一般国道10号 (宇佐別府道路)	大分県宇佐市 大字山本	立体接続	宇佐インターチェンジ
一般国道10号 (宇佐別府道路)	大分県宇佐市 大字山本	平面接続	本線

別 紙 1

(4) 工事予算

86, 398 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	18 年	4 月	19 日	
②工事の完成予定年月日	平成	27 年	3 月	1 日	(豊前～宇佐間供用開始)
	平成	28 年	4 月	24 日	(椎田南～豊前間供用開始)
	令和	3 年	3 月	30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

98, 736 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 98, 736 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(瀬田東JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

滋賀県大津市大江八丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (京滋バイパス)	滋賀県大津市 大江八丁目	立体接続	瀬田東ジャンクション
県道大津能登川長浜線	滋賀県大津市 大江八丁目	立体接続	瀬田東インターチェンジ

(4) 工事予算

10, 308 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 昭和 | 62 年 | 3 月 | 24 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 8 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

11, 627 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 11, 080 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(京都南JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

京都府京都市伏見区竹田真幡木町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号(油小路線)	京都府京都市 伏見区竹田真幡木町	立体接続	京都南ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

1, 153 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 令和 3 年 1 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 11 年 3 月 31 日

※本事業については、都市計画決定の上、事業の着手を行うものとする。

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 540 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 487 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線(郡山下ッ道JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の箇所

奈良県大和郡山市八条町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (京奈和自動車道)	奈良県大和郡山市 八条町	立体接続	郡山下ッ道ジャンクション

(4) 工事予算

24, 144 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|--------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 12 年 | 1 月 | 18 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 27 年 | 3 月 | 22 日 (供用開始) |
| | 令和 | 3 年 | 3 月 | 30 日 (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26, 363 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26, 363 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線

(大阪府摂津市三島一丁目から大阪府摂津市鶴野二丁目まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府摂津市三島一丁目 から
 大阪府摂津市鶴野二丁目 まで

(ロ) 延 長 1.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府摂津市 三島一丁目	から	80	1.0	
大阪府摂津市 鶴野二丁目	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府摂津市 三島一丁目 から 大阪府摂津市 鶴野二丁目 まで	4 車線	4 車線	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	0. 75×2	1. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.00 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)
1.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

3,290 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日
②工事の完成予定年月日 令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 699 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 643 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線(和歌山JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の箇所

和歌山県和歌山市上黒谷

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (紀北西道路)	和歌山県和歌山市 上黒谷	立体接続	和歌山ジャンクション

(4) 工事予算

12, 015 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|---------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 18年 | 4月 | 19日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 29年 | 3月 | 18日 | (供用開始) |
| | 令和 | 3年 | 3月 | 30日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

13, 168 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 13, 168 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線

(和歌山県海南市藤白から和歌山県有田郡有田川町天満まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 和歌山県海南市藤白 から
 和歌山県有田郡有田川町天満 まで

(ロ) 延 長 9.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県海南市 藤白	から	80	9.8	
和歌山県有田郡 有田川町天満	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
和歌山県海南市 藤白 から 和歌山県有田郡 有田川町天満 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	2. 50	1. 00	3. 50	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 00	3. 50	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 75	1. 00	2. 75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道42号	和歌山県海南市 藤白	立体接続	海南インターチェンジ
県道興加茂郷停車場線	和歌山県海南市 下津町橘本	立体接続	下津インターチェンジ
一般国道42号及び 県道吉備金屋線	和歌山県有田郡 有田川町天満	立体接続	有田インターチェンジ
一般国道42号 (湯浅御坊道路)	和歌山県有田郡 有田川町天満	平面接続	本線

(4) 工事予算

47, 711 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	11 年	1 月	8 日	
②工事の完成年月日	平成	22 年	7 月	7 日	(供用開始)
	令和	2 年	3 月	30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

49, 024 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 49, 024 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 48, 300 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

(京都府福知山市長田野町三丁目から京都府綾部市有岡町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府福知山市長田野町三丁目 から
 京都府綾部市有岡町 まで

(ロ) 延 長 10.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府福知山市 長田野町三丁目	から	80	10.2	
京都府綾部市 有岡町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
京都府福知山市 長田野町三丁目	から	4 車線	4 車線	4車線化
京都府綾部市 有岡町	まで			

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

25, 179 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 54 年 3 月 18 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

27, 523 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26, 384 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

(京都府綾部市上杉町から京都府舞鶴市字堀まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府綾部市上杉町 から
 京都府舞鶴市字堀 まで

(ロ) 延 長 4.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府綾部市 上杉町	から	80	4.7	
京都府舞鶴市 字堀	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府綾部市 上杉町 から 京都府舞鶴市 字堀 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

11,920 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 54 年 3 月 18 日

②工事の完成年月日 平成 30 年 6 月 23 日(外々運用)

平成 30 年 11 月 3 日(供用開始)

令和 2 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9, 368 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9, 368 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 9, 190 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線(高知IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の箇所

高知県高知市一宮

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道55号	高知県高知市 一宮	立体接続	高知インターチェンジ

(4) 工事予算

752 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 6 年 | 1 月 | 26 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 3 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 082 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 048 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東九州自動車道(佐伯弥生PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容**(1) 路線名**

東九州自動車道

(2) 工事の箇所

大分県佐伯市弥生大字床木

(3) 工事予算

1, 471 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 令和 元 年 9 月 23 日(上り線供用開始)

令和 4 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 788 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 751 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

西日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額**(1) 工事予算**

30, 267 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

36, 038 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。
また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受 限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
中央自動車道 西宮線	滋賀県東近 江市木村町	県道土山蒲 生近江八幡 線	滋賀県東近 江市木村町	立体接続	平成21年9月18日	平成25年12月22日 (供用開始) 平成26年 9月29日 (残事業完成)	1,848百万円	2,123百万円	—	本線 直結型
近畿自動車道 天理吹田線	奈良県大和 郡山市西町	県道天理斑 鳩線及び県 道大和郡山 広陵線	奈良県大和郡山 市椎木町及び奈 良県生駒郡安堵 町大字岡崎及び 奈良県大和郡山 市池沢町	立体接続	平成21年9月18日	平成26年 3月23日 (供用開始) 平成27年 3月 6日 (残事業完成)	2,516百万円	2,764百万円	—	本線 直結型
中国縦貫自動車道	兵庫県姫路 市夢前町	市道置塩13 4号線	兵庫県姫路 市夢前町	立体接続	平成21年9月18日	平成27年 9月26日 (供用開始) 平成28年 9月29日 (残事業完成)	2,604百万円	3,081百万円	—	本線 直結型
中国横断自動車道 岡山米子線	鳥取県西伯 郡伯耆町大 字岸本	町道岸本福 原線	鳥取県西伯郡 伯耆町大字久 古及び鳥取県 西伯郡伯耆町 大字岸本	立体接続	平成21年9月18日	平成23年 6月30日 (供用開始) 平成23年12月27日 (残事業完成)	233百万円	288百万円	—	大山 PA
九州縦貫自動車道 鹿児島線	福岡県宮若 市下有木	主要地方道 室木下有木 若宮線及び 市道壱町田・ 大谷線	福岡県宮若 市下有木	立体接続	平成21年9月18日	平成23年 3月26日 (供用開始) 平成23年 6月29日 (残事業完成)	941百万円	1,044百万円	—	本線 直結型
九州縦貫自動車道 鹿児島線	熊本県八代 郡氷川町高 塚	町道吉本本 山線	熊本県八代 郡氷川町高 塚	立体接続	平成21年9月18日	平成26年 3月29日 (供用開始) 平成27年 3月30日 (残事業完成)	1,720百万円	2,026百万円	—	本線 直結型
九州縦貫自動車道 鹿児島線	熊本県熊本 市北区改寄 町	市道鶴羽田 改寄町第1号 線及び市道 植木町広住 線	熊本県熊本市 北区植木町石 川及び熊本県 熊本市北区改 寄町	立体接続	平成23年4月23日	平成31年 3月24日 (供用開始) 令和2年 3月30日 (残事業完成)	2,392百万円	3,089百万円	—	本線 直結型

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受 限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
近畿自動車道 名古屋神戸線	兵庫県宝塚 市玉瀬	市道宝塚北 インター線	兵庫県宝塚 市玉瀬	立体接続	平成24年5月17日	平成30年 3月18日 (供用開始) 令和2年 9月30日 (残事業完成)	452百万円	461百万円	—	宝塚北 SA
四国横断自動車道 阿南四万十線	徳島県板野 郡松茂町長 岸	町道松茂24 号線	徳島県板野 郡松茂町長 岸	立体接続	平成24年5月17日	平成27年 3月14日 (供用開始) 平成28年 3月30日 (残事業完成)	352百万円	412百万円	—	松茂 PA
九州縦貫自動車道 鹿児島線	熊本県熊本 市南区城南 町塚原	市道塚原第3 号線(仮称) 及び市道塚 原第4号線 (仮称)	熊本県熊本 市南区城南 町塚原	立体接続	平成24年5月17日	平成29年 7月 9日 (供用開始) 平成30年 6月30日 (残事業完成)	1,450百万円	1,810百万円	—	本線 直結型
九州横断自動車道 長崎大分線	長崎県大村 市木場一丁 目	市道上久原 芋堀手線	長崎県大村 市木場一丁 目	立体接続	平成24年5月17日	平成30年 3月18日 (供用開始) 平成31年 3月30日 (残事業完成)	2,120百万円	2,419百万円	—	大分方面： 本線直結型 長崎方面： 木場PA
九州横断自動車道 長崎大分線	佐賀県小城 市小城町松 尾	市道高速道 路接続線	佐賀県小城 市小城町松 尾	立体接続	平成24年5月17日	平成30年 3月31日 (供用開始) 平成31年 3月30日 (残事業完成)	1,091百万円	1,562百万円	—	小城 PA
東九州自動車道	福岡県行橋 市大字流末	市道東九州自 動車道側道4号 線(仮称)及び 市道東九州自 動車道側道3号 線(仮称)	福岡県行橋 市大字宝山 及び福岡県 行橋市大字 流末	立体接続	平成24年5月17日	平成26年12月13日 (供用開始) 平成27年12月12日 (残事業完成)	217百万円	243百万円	—	今川 PA
東九州自動車道	福岡県築上 郡上毛町大 字下唐原	町道音・穴ヶ 葉山線	福岡県築上 郡上毛町大 字下唐原	立体接続	平成24年5月17日	平成27年 3月 1日 (供用開始) 平成28年 3月30日 (残事業完成)	350百万円	370百万円	—	上毛 PA

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受 限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
近畿自動車道 松原那智勝浦線	和歌山県和歌山市森小手穂	県道と歌山橋本線	和歌山県和歌山市森小手穂	立体接続	平成25年7月12日	平成31年 3月10日 (供用開始) 令和3年 3月30日 (残事業完成)	4,695百万円	5,383百万円	—	本線直結型
山陽自動車道 吹田山口線	広島県福山市津之郷町大字津之郷	市道津之郷瀬戸幹線	広島県福山市津之郷町大字津之郷	立体接続	平成25年7月12日	平成30年 3月31日 (供用開始) 平成31年 3月30日 (残事業完成)	771百万円	1,044百万円	—	福山SA
九州縦貫自動車道 鹿児島線	鹿児島県始良市西餅田	市道サービスエリア線及び市道鍋倉～触田線	鹿児島県始良市西餅田	立体接続	平成25年7月12日	平成31年 3月30日 (一部供用開始) 令和2年 3月20日 (一部供用開始) 令和3年 3月31日	1,137百万円	1,556百万円	—	桜島SA
九州縦貫自動車道 宮崎線	宮崎県都城市山之口町花木	市道山之口SA南通線及び市道山之口SA北通線	宮崎県都城市山之口町山之口及び花木	立体接続	平成25年7月12日	平成28年 9月24日 (供用開始) 平成29年 9月30日 (残事業完成)	685百万円	870百万円	—	山之口SA
九州横断自動車道 長崎大分線	大分県由布市湯布院町塚原	市道高速側道11号線及び市道高速側道12号線	大分県由布市湯布院町塚原	立体接続	平成25年7月12日	平成28年11月27日 (供用開始) 平成29年 9月30日 (残事業完成)	911百万円	1,082百万円	—	由布岳PA
東九州自動車道	宮崎県東臼杵郡門川町大字加草	町道門川南インター線	宮崎県東臼杵郡門川町大字加草	立体接続	平成25年7月12日	平成29年 3月25日 (供用開始) 平成29年12月30日 (残事業完成)	1,168百万円	1,399百万円	—	本線直結型
東九州自動車道	宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野	県道宮崎須木線	宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野及び塚原	立体接続	平成25年7月12日	令和元年10月 6日 (供用開始) 令和2年 9月30日 (残事業完成)	2,614百万円	3,012百万円	—	本線直結型

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線

(和歌山県御坊市野口から和歌山県田辺市稲成町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 和歌山県御坊市野口 から
 和歌山県田辺市稲成町 まで
 (なお、事業着手する区間については和歌山県御坊市野口から和歌山県日高郡みなべ町徳蔵までとする。)

(ロ) 延長 26.9 キロメートル (16.0キロメートル)
※()内は、和歌山県御坊市野口から和歌山県日高郡みなべ町徳蔵までを表す

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種第 3 級(道路構造令)

(口) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県御坊市 野口 から 和歌山県田辺市 稲成町 まで	80	26.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(木) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
和歌山県御坊市 野口 から 和歌山県田辺市 稲成町 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ハ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 00	3. 50	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 00	3. 50	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

76, 389 百万円(消費税込み)

(うち、和歌山県御坊市野口から和歌山県日高郡みなべ町徳蔵までの工事予算 72, 251 百万円(消費税込み))

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 和歌山県御坊市野口からから和歌山県日高郡印南町山口
平成 28 年 7 月 1 日

ロ 和歌山県日高郡印南町山口から和歌山県日高郡みなべ町徳蔵
令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

イ 和歌山県御坊市野口からから和歌山県日高郡印南町山口
令和 3 年 12 月 31 日

ロ 和歌山県日高郡印南町山口から和歌山県日高郡みなべ町徳蔵
令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

88,926 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 84,953 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については和歌山県御坊市野口から和歌山県日高郡みなべ町徳蔵までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線

(徳島県鳴門市撫養町木津から香川県高松市前田東町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県鳴門市撫養町木津 から
 香川県高松市前田東町 まで

(ロ) 延 長 51.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
徳島県鳴門市 撫養町木津	から	第1種第2級	道路構造令
香川県さぬき市 津田町鶴羽	まで		
香川県さぬき市 津田町鶴羽	から	第1種第3級	道路構造令
香川県高松市 前田東町	まで		

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県鳴門市 撫養町木津 香川県さぬき市 津田町鶴羽	100	36. 2	
香川県さぬき市 津田町鶴羽 香川県高松市 前田東町	80	15. 6	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
徳島県鳴門市 撫養町木津 香川県高松市 前田東町	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設計区間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
徳島県鳴門市 撫養町木津 から 香川県さぬき市 津田町鶴羽 まで	土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
	トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.25	3.75	
	橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.25	3.00	
香川県さぬき市 津田町鶴羽 から 香川県高松市 前田東町 まで	土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.00	3.50	
	トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.00	3.50	
	橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	

(ト) 付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(チ) 中央帯の標準幅員

設 計 区 間		幅 員	摘 要
徳島県鳴門市 撫養町木津	から	4. 50メートル(土工部)	
香川県さぬき市 津田町鶴羽	まで	4. 50メートル(橋梁部)	
香川県さぬき市 津田町鶴羽	から	3. 00メートル(土工部)	
香川県高松市 前田東町	まで	3. 00メートル(橋梁部)	

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

75, 338 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	24 年	5 月	17 日
②工事の完成予定年月日	平成	29 年	11 月	21 日 (一部外々運用)
	平成	30 年	6 月	16 日 (一部外々運用)
	平成	30 年	9 月	13 日 (一部外々運用)
	平成	31 年	3 月	8 日 (供用開始)
	令和	3 年	3 月	30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

82, 730 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 82, 730 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

九州横断自動車道長崎大分線

(長崎県長崎市早坂町から長崎県長崎市中里町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 長崎県長崎市早坂町 から
 長崎県長崎市中里町 まで

(ロ) 延 長 11.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長崎県長崎市 早坂町	から	80	11.3	
長崎県長崎市 中里町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
長崎県長崎市 早坂町 から 長崎県長崎市 中里町 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.00	3.50	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.00	3.50	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

44,893 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 24 年 5 月 17 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 29 日(長崎芒塚～長崎多良見間:一部完成)

令和 元 年 6 月 28 日(長崎芒塚～長崎多良見間:4車線運用開始)

令和 4 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

48, 417 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 47, 834 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道42号(湯浅御坊道路)

(和歌山県御坊市野口から和歌山県有田郡有田川町天満まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道42号 (有料道路名 : 湯浅御坊道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 和歌山県御坊市野口 から
和歌山県有田郡有田川町天満まで

(ロ) 延 長 19.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県御坊市 野口 から 和歌山県有田郡 有田川町天満 まで	80	19.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
和歌山県御坊市 野口	から	4 車線	4 車線	4車線化
和歌山県有田郡 有田川町天満	まで			

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	—

(4) 工事予算

89, 124 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 25 年 7 月 12 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 12 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

94, 844 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 90, 461 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

山陰自動車道鳥取益田線(出雲IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陰自動車道 鳥取益田線

(2) 工事の箇所

島根県出雲市知井宮町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道出雲インター線	島根県出雲市 知井宮町	立体接続	出雲インターチェンジ
一般国道9号 (出雲・湖陵道路)	島根県出雲市 知井宮町	平面接続	本線

(4) 工事予算

1,017 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 26 年 9 月 9 日
②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,314 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,260 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線(新名神大津スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の箇所

滋賀県大津市大石龍門

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 宇治田原大石東線	滋賀県大津市大石龍門	立体接続	新名神大津スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

434 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 26 年 | 9 月 | 9 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 6 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

492 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国縦貫自動車道(湯田温泉スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

山口県山口市吉田

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道湯田パーキング線	山口県山口市吉田	立体接続	湯田温泉スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

2, 624 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|--------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 26 年 | 9 月 | 9 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 2 年 | 3 月 | 21 日 (供用開始) |
| | 令和 | 3 年 | 3 月 | 30 日 (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 913 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

四国縦貫自動車道（中山スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

愛媛県伊予市双海町上灘

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道日尾野引坂線	愛媛県伊予市双海町上灘	立体接続	中山スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

1,410 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | |
|-------------|-------------------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 26 年 9 月 9 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 2 年 3 月 21 日 (供用開始) |
| | 令和 3 年 3 月 30 日 (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 568 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

九州縦貫自動車道鹿児島線(人吉球磨スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州縦貫自動車道鹿児島線

(2) 工事の箇所

熊本県人吉市七地町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道スマートインターチェンジ第1号線及び 市道スマートインターチェンジ第2号線	熊本県人吉市浪床町	立体接続	人吉球磨スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

3, 133 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	26 年	9 月	9 日
②工事の完成予定年月日	令和	元 年	8 月	10 日 (供用開始)
	令和	2 年	9 月	30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 459 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

九州横断自動車道長崎大分線(別府湾スマートIC(上り線))に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道長崎大分線

(2) 工事の箇所

大分県別府市大字内竈

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道八石荷戸2号線	大分県別府市大字内竈	立体接続	別府湾スマートインターチェンジ(上り線)

(4) 工事予算

697 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	26年	9月	9日
②工事の完成年月日	平成	30年	8月	5日（供用開始）
	令和	元年	9月	30日（残事業完成）

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

815 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 780 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道1号(淀川左岸線延伸部)

(大阪府門真市三ツ島一丁目から大阪府大阪市鶴見区緑地公園まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道1号 (有料道路名 : 淀川左岸線延伸部)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府門真市三ツ島一丁目 から
大阪府大阪市鶴見区緑地公園 まで

(ロ) 延 長 1.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
大阪府門真市 三ツ島一丁目	から	第1種第3級	
大阪府門真市 大字蔭島	まで		
大阪府門真市 大字蔭島	から	第2種第2級	
大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	まで		

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府門真市 三ツ島一丁目	から	80	0. 8	
大阪府門真市 大字蔭島	まで			
大阪府門真市 大字蔭島	から	60	1. 1	
大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	まで			

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員

設 計 区 間		車線の幅員	摘 要
大阪府門真市 三ツ島一丁目	から	3. 50メートル	
大阪府門真市 大字蔭島	まで		
大阪府門真市 大字蔭島	から	3. 25メートル	
大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	まで		

別 紙 1

(木) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
大阪府門真市 三ツ島一丁目	から	4 車線	4 車線	
大阪府門真市 大字蔭島	まで			
大阪府門真市 大字蔭島	から	4 車線	4 車線	
大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	まで			

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設 計 区 間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
大阪府門真市 三ツ島一丁目 から 大阪府門真市 大字蔭島 まで	土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
	トンネル部分	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
大阪府門真市 大字蔭島 から 大阪府大阪市 鶴見区緑地公園 まで	土工(掘割)部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
	トンネル部分	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(チ) 中央帯の標準幅員

設 計 区 間		中央帯の標準幅員	摘 要
大阪府門真市 三ツ島一丁目	から	— メートル (土工部)	
大阪府門真市 大字蔭島	まで	2. 25 メートル (橋梁部)	
大阪府門真市 大字蔭島	から	1. 75 メートル (土工部)	
大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	まで	1. 75 メートル (橋梁部)	

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (第二京阪道路)	大阪府門真市 三ツ島一丁目	平面接続	本線
近畿自動車道 天理吹田線	大阪府門真市大字蔭島 大阪府大阪市鶴見区茨田大宮二丁目	立体接続	門真ジャンクション
主要地方道 八尾茨木線	大阪府門真市大字蔭島	立体接続	門真西インターチェンジ(仮称)
一般国道1号 (淀川左岸線延伸部)	大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	平面接続	本線(直轄・阪神高速)

別 紙 1

(4) 工事予算

61, 075 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 29 年 6 月 7 日

②工事の完成予定年月日 令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

83, 049 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 79, 295 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道1号(油小路線)(京都南JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道1号
(有料道路名:油小路線)

(2) 工事の箇所

京都府京都市伏見区竹田真幡木町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中央自動車道 西宮線	京都府京都市 伏見区竹田真幡木町	立体接続	京都南ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

30, 829 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 令和 3 年 1 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 11 年 3 月 31 日

※本事業については、都市計画決定の上、事業の着手を行うものとする。

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

39, 837 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 38, 072 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線(城陽スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の箇所

京都府城陽市富野長谷山

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道 城陽スマートインター線(仮称)	京都府城陽市富野長谷山	立体接続	城陽スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 737 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 29 年 | 9 月 | 22 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 6 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 172 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道尾道松江線(加茂BSスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 尾道松江線

(2) 工事の箇所

島根県雲南市加茂町三代

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道 加茂インター線(仮称)	島根県雲南市加茂町三代	立体接続	加茂BSスマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 103 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 29 年 | 9 月 | 22 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 4 年 | 6 月 | 30 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 420 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道2号(第二神明道路)

(兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹から兵庫県神戸市西区平野町中津まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道2号 (有料道路名 : 第二神明道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹 から
兵庫県神戸市西区平野町中津 まで

(ロ) 延 長 6.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
兵庫県神戸市西区 伊川谷町井吹	から	80	6.2	
兵庫県神戸市西区 平野町中津	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
兵庫県神戸市西区 伊川谷町井吹	から	4 車線	4 車線	
兵庫県神戸市西区 平野町中津	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道2号 (第二神明道路)	兵庫県神戸市西区 伊川谷町井吹	平面接続	永井谷ジャンクション
兵庫県道高速北神戸線 (阪神高速7号北神戸線)	兵庫県神戸市西区 伊川谷町井吹	立体接続	永井谷ジャンクション
一般国道2号	兵庫県神戸市西区 伊川谷町別府	立体接続	永井谷インターチェンジ(仮称)
一般国道2号	兵庫県神戸市西区 櫛谷町菅野	立体接続	櫛谷インターチェンジ(仮称)
一般国道2号	兵庫県神戸市西区 平野町向井	立体接続	平野東インターチェンジ(仮称)
一般国道175号	兵庫県神戸市西区 平野町下村	立体接続	平野西インターチェンジ(仮称)
一般国道2号 (第二神明道路)	兵庫県神戸市西区 平野町中津	立体接続	石ヶ谷ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

40, 696 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 兵庫県神戸市西区平野町中津(STA176+80)から兵庫県神戸市西区平野町中津(STA181+05)
平成 30 年 5 月 1 日

ロ 兵庫県神戸市西区平野町下村(STA163+80)から兵庫県神戸市西区平野町中津(STA176+80)
平成 30 年 9 月 1 日

ハ 兵庫県神戸市西区櫛谷町菅野(STA148+40)から兵庫県神戸市西区平野町下村(STA163+80)
平成 30 年 5 月 1 日

ニ 兵庫県神戸市西区櫛谷町菅野(STA134+80)から兵庫県神戸市西区櫛谷町菅野(STA148+40)
平成 30 年 9 月 1 日

ホ 兵庫県神戸市西区伊川谷伊吹(STA119+04)から兵庫県神戸市西区櫛谷町菅野(134+80)
平成 30 年 5 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

47, 196 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 45, 097 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道10号(延岡南道路)

(宮崎県延岡市石田町から宮崎県延岡市伊形町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道10号
(有料道路名 : 延岡南道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮崎県延岡市石田町 から
 宮崎県延岡市伊形町 まで

(ロ) 延 長 0.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級(道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮崎県延岡市石田町	から	100	0.7	
宮崎県延岡市伊形町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
宮崎県延岡市石田町	から	2 車線	4 車線	
宮崎県延岡市伊形町	まで			

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75 × 2	3. 50	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	-	-	-	-	-	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

－ メートル (土工部)

－ メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道10号(延岡道路)	宮崎県延岡市石田町	平面接続	本線
一般国道10号	宮崎県延岡市伊形町	立体接続	延岡南インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 541 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 30 年 5 月 1 日
②工事の完成予定年月日	令和 2 年 3 月 29 日(延岡南料金所完成)
	令和 3 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 016 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 978 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道10号(隼人道路)

(鹿児島県霧島市隼人町住吉から鹿児島県姶良市加治木町反土まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道10号

(有料道路名 : 隼人道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	鹿児島県霧島市隼人町住吉	から
	鹿児島県始良市加治木町反土	まで

(ロ) 延 長	7.3 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第3級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鹿児島県霧島市隼人町住吉 から 鹿児島県始良市加治木町反土 まで	80	7.3	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
鹿児島県霧島市隼人町住吉 から 鹿児島県始良市加治木町反土 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

25, 280 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 30 年 5 月 1 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

29, 946 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 28, 594 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道24号(京奈和自動車道(大和北道路))

(奈良県奈良市歌姫町から奈良県奈良市八条三丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道24号 (有料道路名 : 京奈和自動車道(大和北道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 奈良県奈良市歌姫町 から
奈良県奈良市八条三丁目 まで

(ロ) 延 長 6.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
奈良県奈良市歌姫町 から 奈良県奈良市八条三丁目 まで	80	6.1	

別 紙 1

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
奈良県奈良市歌姫町 から 奈良県奈良市八条三丁目 まで	4 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	1. 25	0. 75	2. 0	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(チ) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

1. 50 メートル (土工部)

1. 50 メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (京奈和自動車道(京奈道路))	奈良県奈良市歌姫町	平面接続	本線
一般国道24号	奈良県奈良市左京五丁目	立体接続	奈良北インターチェンジ (仮称)
(都)西九条佐保線	奈良県奈良市八条三丁目	立体接続	奈良インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

78, 223 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 奈良県奈良市歌姫町(STA6+00)から奈良県奈良市法華寺町(STA28+29)まで
平成 30 年 5 月 1 日

ロ 奈良県奈良市法華寺町(STA28+29)から奈良県奈良市八条三丁目(STA67+26)まで
令和 9 年 10 月 1 日(予定)

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 15 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

101, 925 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 97, 231 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道24号(京奈和自動車道(大和北道路))
(奈良県奈良市八条三丁目から奈良県大和郡山市横田町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道24号 (有料道路名 : 京奈和自動車道(大和北道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 奈良県奈良市八条三丁目 から
奈良県大和郡山市横田町 まで

(ロ) 延 長 6.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
奈良県奈良市八条三丁目 から 奈良県大和郡山市横田町 まで	80	6.3	

別 紙 1

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
奈良県奈良市八条三丁目 から 奈良県大和郡山市横田町 まで	4 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

1. 50 メートル (土工部)

1. 50 メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
(都)西九条佐保線	奈良県奈良市八条三丁目	立体接続	奈良インターチェンジ (仮称)
一般国道24号	奈良県奈良市杏町	立体接続	大和郡山北インターチェンジ(北) (仮称)
一般国道24号	奈良県大和郡山市美濃庄町	立体接続	大和郡山北インターチェンジ(南) (仮称)
一般国道24号	奈良県大和郡山市横田町	立体接続	大和郡山インターチェンジ (仮称)
一般国道24号 (京奈和自動車道(大和御所道路))	奈良県大和郡山市横田町	平面接続	郡山下ツ道ジャンクション
西名阪自動車道	奈良県大和郡山市横田町	立体接続	郡山下ツ道ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

45, 066 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 奈良県奈良市八条三丁目(STA67+26)から奈良県大和郡山市美濃庄町(STA99+21)まで
令和 7 年 4 月 1 日(予定)

ロ 奈良県大和郡山市美濃庄町(STA99+21)から奈良県大和郡山市横田町(STA130+32)まで
平成 30 年 5 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

56, 433 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 53, 928 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道163号(第二阪奈道路)

(大阪府東大阪市西石切町から奈良県奈良市宝来町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道163号 (有料道路名 : 第二阪奈道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府東大阪市西石切町 から
 奈良県奈良市宝来町 まで

(ロ) 延 長 13.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府東大阪市 西石切町 から 奈良県奈良市 宝来町 まで	60	13.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 TL-20 t 及び 25 t

(二) 車線の幅員 3.5 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府東大阪市 西石切町 から 奈良県奈良市 宝来町 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

2. 25 メートル (土工部)

2. 25 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道163号	東大阪市西石切町	平面接続	本線
一般国道308号	東大阪市西石切町	立体接続	西石切インターチェンジ
一般国道168号(奈良西幹線)	生駒市壺分町	立体接続	壺分インターチェンジ
都市計画道路菜畑乙田線	生駒市小瀬町	立体接続	小瀬インターチェンジ
都市計画道路高山富雄小泉線	奈良市中町	立体接続	中町インターチェンジ
奈良県道奈良生駒線	奈良市宝来町	平面接続	宝来インターチェンジ

(4) 工事予算

95, 667 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成 31 年 3 月 31 日
②工事の完成年月日	平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

95, 796 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 95, 730 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))
(長崎県北松浦郡佐々町沖田免から長崎県佐世保市大塔町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道497号

(有料道路名 : 西九州自動車道(佐世保道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	長崎県北松浦郡佐々町沖田免	から
	長崎県佐世保市大塔町	まで

(ロ) 延 長	16.9 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第3級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長崎県北松浦郡佐々町沖田免 から 長崎県佐世保市大塔町 まで	80	16.9	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
長崎県北松浦郡佐々町沖田免 から 長崎県佐世保市大塔町 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル および 2.25 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

90, 800 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 30 年 5 月 1 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

117, 832 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 112, 449 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道(東温スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

愛媛県東温市田窪

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道 高速側道1号線 及び 市道 高速道路2号線	愛媛県東温市田窪	立体接続	東温スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 095 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 30 年 | 9 月 | 1 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 6 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 513 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

九州縦貫自動車道鹿児島線（味坂スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州縦貫自動車道鹿児島線

(2) 工事の箇所

佐賀県鳥栖市酒井東町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道鳥栖朝倉線(仮称)	佐賀県鳥栖市酒井東町	立体接続	味坂スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

3, 042 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	30 年	9 月	1 日
②工事の完成予定年月日	令和	6 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 655 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(滋賀県甲賀市甲賀町岩室から滋賀県大津市上田上牧町まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 滋賀県甲賀市甲賀町岩室 から
 滋賀県大津市上田上牧町 まで

(ロ) 延 長 28.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
滋賀県甲賀市 甲賀町岩室	から	120	28.5	
滋賀県大津市 上田上牧町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50メートル、 3. 75メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
滋賀県甲賀市 甲賀町岩室 から 滋賀県大津市 上田上牧町 まで	6 車線	6 車線	6車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設 計 区 間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
滋賀県甲賀市 甲賀町岩室 から 滋賀県大津市 上田上牧町 まで	土工(掘割)部分	3. 00×2	6. 00	3. 00	1. 75	4. 75	
	トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
	橋梁高架部分 (中小橋)	3. 00×2	6. 00	3. 00	1. 75	4. 75	
	橋梁高架部分 (長大橋)	3. 00×2	6. 00	3. 00	1. 25	4. 25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員 4. 50 メートル (土工部)
 4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道甲賀土山線	滋賀県甲賀市 甲賀町岩室	立体接続	甲賀土山インターチェンジ
県道柑子塩野線	滋賀県甲賀市 甲南町新治	立体接続	甲南インターチェンジ
一般国道307号	滋賀県甲賀市 信楽町黄瀬	立体接続	信楽インターチェンジ

(4) 工事予算

101, 852 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 元 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

128, 316 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 122, 610 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道31号(広島呉道路)

(広島県安芸郡坂町横浜東から広島県呉市二河町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道31号 (有料道路名 : 広島呉道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	広島県安芸郡坂町横浜東	から
	広島県呉市二河町	まで

(ロ) 延 長	12.2 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第3級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
広島県安芸郡坂町 横浜東	から	80	12. 2	
広島県呉市 二河町	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
広島県安芸郡坂町 横浜東	から	4 車線	4 車線	4車線化
広島県呉市 二河町	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設 計 区 間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
広島県安芸郡坂町 横浜東 から 広島県呉市 二河町 まで	土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
	トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
	橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

74, 325 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 元 年 7 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 11 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

94, 431 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 90, 202 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道(阿波スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

徳島県阿波市市場町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道高速インター線(仮称)	徳島県阿波市市場町	立体接続	阿波スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 590 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|------|------|
| ①工事の着手年月日 | 令和 | 元 年 | 10 月 | 24 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 8 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 122 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道196号(今治・小松自動車道(今治小松道路))(今治湯ノ浦IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道196号（有料道路名：今治・小松自動車道（今治小松道路））

(2) 工事の箇所

愛媛県今治市長沢

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道196号 （今治道路）	愛媛県 今治市長沢	平面接続	本線
一般国道196号	愛媛県 今治市長沢	立体接続	今治湯ノ浦インターチェンジ

(4) 工事予算

3, 006 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 850 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 691 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

(福井県大飯郡おおい町福谷から福井県小浜市鯉川まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福井県大飯郡おおい町福谷 から
 福井県小浜市鯉川 まで

(ロ) 延 長 11.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福井県大飯郡 おおい町福谷	から	80	11.5	
福井県小浜市 鯉川	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福井県大飯郡 おおい町福谷 から 福井県小浜市 鯉川 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

20, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26, 017 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 24, 809 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道岡山米子線

(岡山県真庭市蒜山西茅部から鳥取県日野郡江府町佐川まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道岡山米子線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岡山県真庭市蒜山西茅部 から
鳥取県日野郡江府町佐川 まで

(ロ) 延 長 15.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岡山県真庭市 蒜山西茅部	から	80	15.3	
鳥取県日野郡 江府町佐川	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岡山県真庭市 蒜山西茅部 から 鳥取県日野郡 江府町佐川 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

25, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

32, 548 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 31, 037 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道

(徳島県阿波市土成町吉田から徳島県美馬市脇町拝原まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県阿波市土成町吉田 から
 徳島県美馬市脇町拝原 まで

(ロ) 延 長 18.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県阿波市土成町吉田	から	100	18.8	
徳島県美馬市脇町拝原	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
徳島県阿波市土成町吉田 から 徳島県美馬市脇町拝原 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 5	1. 75	1. 00	2. 75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

46, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

57, 159 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 54, 505 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道

(愛媛県伊予市稲荷から愛媛県喜多郡内子町内子まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 愛媛県伊予市稲荷 から
愛媛県喜多郡内子町内子 まで
(なお、事業着手する区間については愛媛県伊予市中山町中山から愛媛県喜多郡内子町内子までとする。)

(口) 延 長 24.0 キロメートル (9.7キロメートル)
※()内は、愛媛県伊予市中山町中山から愛媛県喜多郡内子町内子までを表す

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種第 3 級(道路構造令)

(口) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
愛媛県伊予市稲荷 から 愛媛県喜多郡内子町内子 まで	80	24.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
愛媛県伊予市稲荷 から 愛媛県喜多郡内子町内子 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

94, 000 百万円(消費税込み)

(うち、愛媛県伊予市中山町中山から愛媛県喜多郡内子町内子までの工事予算 60, 000 百万円(消費税込み))

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 令和 2 年 5 月 1 日
②工事の完成予定年月日 令和 12 年 3 月 31 日

(なお、上記については愛媛県伊予市中山町中山から愛媛県喜多郡内子町内子までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

74, 418 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 71, 266 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については愛媛県伊予市中山町中山から愛媛県喜多郡内子町内子までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来～鹿児島西))

(鹿児島県日置市東市来町美山から 鹿児島県日置市伊集院町下谷口まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来～鹿児島西))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 鹿児島県日置市東市来町美山 から
 鹿児島県日置市伊集院町下谷口 まで
 (なお、事業着手する区間については鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までとする。)

(ロ) 延 長 6. 1 キロメートル (2. 3キロメートル)
 ※()内は、鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までを表す

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鹿児島県日置市東市来町美山 から 鹿児島県日置市伊集院町下谷口 まで	100	6. 1	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
鹿児島県日置市東市来町美山 から 鹿児島県日置市伊集院町下谷口 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

32, 933 百万円(消費税込み)

(うち、鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までの工事予算 14, 000 百万円(消費税込み))

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 令和 | 2 年 | 5 月 | 1 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 12 年 | 3 月 | 31 日 |

(なお、上記については鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

18, 191 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 17, 346 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

別紙 1－140 の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(三木スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道吹田山口線

(2) 工事の箇所

兵庫県三木市加佐

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道加佐草加野線	兵庫県三木市	立体接続	三木スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1, 951 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|------|------|
| ①工事の着手予定年月日 | 令和 | 2 年 | 12 月 | 1 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 7 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 283 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(篠坂PAスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道吹田山口線

(2) 工事の箇所

岡山県笠岡市篠坂

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道篠坂スマートICアクセス上り線 市道篠坂スマートICアクセス下り線	岡山県笠岡市	立体接続	篠坂PAスマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1, 446 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|------|------|
| ①工事の着手予定年月日 | 令和 | 2 年 | 12 月 | 1 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 8 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 713 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(八本松スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道吹田山口線

(2) 工事の箇所

広島県東広島市八本松町正力

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道正力西1号線	広島県東広島市	立体接続	八本松スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 981 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|------|------|
| ①工事の着手予定年月日 | 令和 | 2 年 | 12 月 | 1 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 9 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 545 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線(観音寺スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道阿南四万十線

(2) 工事の箇所

香川県観音寺市古川町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道高速連絡1号線 市道高速連絡2号線	香川県観音寺市	立体接続	観音寺スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 479 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|------|------|
| ①工事の着手予定年月日 | 令和 | 2 年 | 12 月 | 1 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 8 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 949 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東九州自動車道(新富スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の箇所

宮崎県児湯郡新富町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道高鍋高岡線	宮崎県児湯郡新富町	立体接続	新富スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 849 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|------|------|
| ①工事の着手予定年月日 | 令和 | 2 年 | 12 月 | 1 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 9 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 397 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	16,786百万円
H 1 9	24,426百万円
H 2 0	25,020百万円
H 2 1	26,890百万円
H 2 2	37,352百万円
H 2 3	37,947百万円
H 2 4	42,569百万円
H 2 5	55,252百万円
H 2 6	79,077百万円
H 2 7	68,933百万円
H 2 8	83,973百万円
H 2 9	78,967百万円
H 3 0	82,732百万円
R 1	118,786百万円
R 2	338,326百万円
R 3	291,919百万円
R 4	102,886百万円
R 5	173,151百万円
R 6	146,317百万円
R 7	140,970百万円
R 8	128,944百万円
R 9	44,079百万円
R 1 0	43,724百万円
R 1 1	44,560百万円
R 1 2	45,925百万円
R 1 3	46,884百万円
R 1 4	48,784百万円
R 1 5	49,471百万円
R 1 6	51,763百万円
R 1 7	50,947百万円
R 1 8	51,623百万円
R 1 9	51,955百万円
R 2 0	52,941百万円
R 2 1	53,019百万円
R 2 2	53,379百万円
R 2 3	53,543百万円
R 2 4	53,240百万円
R 2 5	53,542百万円
R 2 6	52,862百万円
R 2 7	52,134百万円
R 2 8	52,127百万円
R 2 9	52,889百万円
R 3 0	53,519百万円
R 3 1	52,428百万円
R 3 2	52,951百万円
R 3 3	54,057百万円
R 3 4	54,150百万円
R 3 5	54,224百万円
R 3 6	54,240百万円
R 3 7	53,353百万円
R 3 8	53,125百万円
R 3 9	52,775百万円
R 4 0	52,875百万円
R 4 1	52,894百万円
R 4 2	52,905百万円
R 4 3	52,860百万円
R 4 4	52,860百万円
R 4 5	27,335百万円

(注1) 平成18年度から令和元年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	79,175百万円
---------	-----------

別紙5を次のとおり改める。

別紙 5

(協定第7条第1項関連)

(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

西日本高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

年度	無利子貸付計画額
H26	17百万円
H27	114百万円
H28	276百万円
H29	1,209百万円
H30	1,065百万円
R1	1,165百万円
R2	836百万円
R3	933百万円
R4	1,519百万円
R5	3,335百万円
R6	1,804百万円
R7	2,372百万円
R8	1,283百万円
R9	0百万円
R10	0百万円
R11	0百万円
R12	0百万円
R13	0百万円
R14	0百万円
R15	0百万円
R16	0百万円
R17	0百万円
R18	0百万円
R19	0百万円
R20	0百万円
R21	0百万円
R22	0百万円
R23	0百万円
R24	0百万円
R25	0百万円
R26	0百万円
R27	0百万円
R28	0百万円
R29	0百万円
R30	0百万円
R31	0百万円
R32	0百万円
R33	0百万円
R34	0百万円
R35	0百万円
R36	0百万円
R37	0百万円
R38	0百万円
R39	0百万円
R40	0百万円
R41	0百万円
R42	0百万円
R43	0百万円
R44	0百万円
R45	0百万円

(注1) 平成26年度から令和元年度までは実績値を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
			うち盛土・切土・ のり面構築物等分		うち橋梁・ トンネル等分
H 1 8	(499, 925百万円) 510, 013百万円	(69, 628百万円) 74, 784百万円	(332, 649百万円) 357, 283百万円	(107, 706百万円) 115, 682百万円	(224, 943百万円) 241, 601百万円
H 1 9	(509, 334百万円) 509, 334百万円	(76, 047百万円) 79, 849百万円	(363, 317百万円) 381, 483百万円	(117, 636百万円) 123, 517百万円	(245, 681百万円) 257, 966百万円
H 2 0	(502, 022百万円) 485, 996百万円	(75, 381百万円) 76, 489百万円	(360, 133百万円) 365, 426百万円	(116, 605百万円) 118, 318百万円	(243, 528百万円) 247, 108百万円
H 2 1	(399, 934百万円) 381, 671百万円	(58, 960百万円) 61, 193百万円	(281, 681百万円) 292, 353百万円	(91, 203百万円) 94, 659百万円	(190, 478百万円) 197, 694百万円
H 2 2	(410, 838百万円) 403, 375百万円	(61, 473百万円) 60, 260百万円	(293, 688百万円) 287, 895百万円	(95, 091百万円) 93, 215百万円	(198, 597百万円) 194, 680百万円
H 2 3	(395, 853百万円) 410, 885百万円	(58, 087百万円) 45, 466百万円	(277, 511百万円) 289, 436百万円	(89, 853百万円) 78, 667百万円	(187, 658百万円) 210, 769百万円
H 2 4	(395, 037百万円) 424, 597百万円	(58, 201百万円) 47, 363百万円	(278, 058百万円) 301, 509百万円	(90, 030百万円) 81, 949百万円	(188, 028百万円) 219, 560百万円
H 2 5	(397, 607百万円) 442, 443百万円	(35, 890百万円) 41, 477百万円	(228, 473百万円) 264, 040百万円	(62, 098百万円) 71, 765百万円	(166, 375百万円) 192, 275百万円
H 2 6	(488, 754百万円) 557, 169百万円	(47, 742百万円) 56, 249百万円	(303, 924百万円) 358, 080百万円	(82, 605百万円) 97, 325百万円	(221, 319百万円) 260, 755百万円
H 2 7	(489, 117百万円) 571, 084百万円	(51, 375百万円) 61, 589百万円	(327, 049百万円) 392, 073百万円	(88, 890百万円) 106, 564百万円	(238, 159百万円) 285, 509百万円
H 2 8	(538, 594百万円) 570, 996百万円	(46, 825百万円) 50, 863百万円	(298, 084百万円) 323, 788百万円	(81, 018百万円) 88, 004百万円	(217, 066百万円) 235, 784百万円
H 2 9	(546, 571百万円) 590, 008百万円	(43, 129百万円) 60, 380百万円	(274, 555百万円) 384, 377百万円	(74, 623百万円) 104, 472百万円	(199, 932百万円) 279, 905百万円
H 3 0	(550, 695百万円) 602, 493百万円	(29, 626百万円) 36, 081百万円	(188, 597百万円) 229, 687百万円	(51, 260百万円) 62, 428百万円	(137, 337百万円) 167, 259百万円
R 1	(558, 517百万円) 621, 903百万円	(10, 725百万円) 18, 073百万円	(68, 278百万円) 115, 054百万円	(18, 558百万円) 31, 271百万円	(49, 720百万円) 83, 783百万円
R 2	567, 021百万円	20, 526百万円	130, 665百万円	35, 514百万円	95, 151百万円
R 3	537, 884百万円	23, 179百万円	147, 556百万円	40, 105百万円	107, 451百万円
R 4	537, 367百万円	44, 327百万円	282, 180百万円	76, 695百万円	205, 485百万円
R 5	540, 235百万円	16, 361百万円	104, 153百万円	28, 308百万円	75, 845百万円
R 6	542, 424百万円	25, 670百万円	163, 414百万円	44, 415百万円	118, 999百万円
R 7	542, 902百万円	27, 671百万円	176, 151百万円	47, 877百万円	128, 274百万円
R 8	541, 778百万円	31, 211百万円	198, 684百万円	54, 001百万円	144, 683百万円
R 9	542, 676百万円	42, 822百万円	272, 601百万円	74, 092百万円	198, 509百万円
R 1 0	543, 807百万円	43, 258百万円	275, 376百万円	74, 846百万円	200, 530百万円
R 1 1	547, 917百万円	39, 200百万円	249, 545百万円	67, 825百万円	181, 720百万円
R 1 2	546, 100百万円	62, 241百万円	396, 223百万円	107, 692百万円	288, 531百万円
R 1 3	539, 738百万円	61, 329百万円	390, 415百万円	106, 113百万円	284, 302百万円
R 1 4	533, 582百万円	60, 325百万円	384, 025百万円	104, 376百万円	279, 649百万円
R 1 5	529, 265百万円	59, 701百万円	380, 055百万円	103, 297百万円	276, 758百万円
R 1 6	525, 812百万円	58, 986百万円	375, 498百万円	102, 059百万円	273, 439百万円
R 1 7	521, 779百万円	58, 585百万円	372, 946百万円	101, 365百万円	271, 581百万円
R 1 8	513, 342百万円	57, 449百万円	365, 717百万円	99, 400百万円	266, 317百万円
R 1 9	504, 057百万円	56, 251百万円	358, 088百万円	97, 327百万円	260, 761百万円
R 2 0	494, 773百万円	54, 971百万円	349, 941百万円	95, 112百万円	254, 829百万円
R 2 1	488, 115百万円	54, 131百万円	344, 597百万円	93, 660百万円	250, 937百万円
R 2 2	479, 220百万円	52, 978百万円	337, 256百万円	91, 665百万円	245, 591百万円
R 2 3	473, 452百万円	52, 239百万円	332, 549百万円	90, 385百万円	242, 164百万円
R 2 4	467, 259百万円	51, 505百万円	327, 878百万円	89, 116百万円	238, 762百万円
R 2 5	462, 763百万円	50, 907百万円	324, 071百万円	88, 081百万円	235, 990百万円
R 2 6	454, 800百万円	49, 999百万円	318, 292百万円	86, 510百万円	231, 782百万円
R 2 7	447, 078百万円	49, 128百万円	312, 745百万円	85, 003百万円	227, 742百万円
R 2 8	442, 611百万円	48, 572百万円	309, 207百万円	84, 041百万円	225, 166百万円
R 2 9	439, 190百万円	48, 051百万円	305, 888百万円	83, 139百万円	222, 749百万円
R 3 0	431, 467百万円	47, 010百万円	299, 262百万円	81, 338百万円	217, 924百万円
R 3 1	422, 775百万円	46, 063百万円	293, 232百万円	79, 699百万円	213, 533百万円
R 3 2	415, 731百万円	45, 120百万円	287, 230百万円	78, 068百万円	209, 162百万円
R 3 3	409, 707百万円	44, 231百万円	281, 573百万円	76, 530百万円	205, 043百万円
R 3 4	401, 018百万円	43, 137百万円	274, 607百万円	74, 637百万円	199, 970百万円
R 3 5	393, 899百万円	42, 241百万円	268, 900百万円	73, 086百万円	195, 814百万円
R 3 6	386, 739百万円	41, 346百万円	263, 206百万円	71, 538百万円	191, 668百万円
R 3 7	381, 023百万円	40, 744百万円	259, 376百万円	70, 497百万円	188, 879百万円
R 3 8	372, 244百万円	39, 679百万円	252, 594百万円	68, 654百万円	183, 940百万円
R 3 9	364, 996百万円	38, 819百万円	247, 121百万円	67, 166百万円	179, 955百万円
R 4 0	357, 431百万円	37, 864百万円	241, 041百万円	65, 514百万円	175, 527百万円
R 4 1	351, 068百万円	37, 069百万円	235, 976百万円	64, 137百万円	171, 839百万円
R 4 2	342, 424百万円	35, 990百万円	229, 112百万円	62, 272百万円	166, 840百万円
R 4 3	334, 668百万円	35, 029百万円	222, 995百万円	60, 609百万円	162, 386百万円
R 4 4	327, 138百万円	34, 091百万円	217, 021百万円	58, 985百万円	158, 036百万円
R 4 5	72, 709百万円	5, 609百万円	35, 706百万円	9, 705百万円	26, 001百万円

(注1) 平成18年度から令和元年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙7を次のとおり改める。

計画料金収入の額

西日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(643,757百万円) 660,282百万円
H 1 9	(652,624百万円) 655,944百万円
H 2 0	(644,959百万円) 622,483百万円
H 2 1	(547,669百万円) 523,929百万円
H 2 2	(566,717百万円) 553,587百万円
H 2 3	(546,542百万円) 567,040百万円
H 2 4	(549,281百万円) 584,334百万円
H 2 5	(552,462百万円) 602,823百万円
H 2 6	(647,514百万円) 722,404百万円
H 2 7	(658,713百万円) 747,267百万円
H 2 8	(715,852百万円) 755,413百万円
H 2 9	(725,342百万円) 776,033百万円
H 3 0	(740,067百万円) 799,265百万円
R 1	(755,303百万円) 826,242百万円
R 2	774,383百万円
R 3	733,942百万円
R 4	730,529百万円
R 5	732,076百万円
R 6	730,675百万円
R 7	731,033百万円
R 8	731,566百万円
R 9	734,008百万円
R 1 0	736,291百万円
R 1 1	739,341百万円
R 1 2	738,307百万円
R 1 3	731,078百万円
R 1 4	725,104百万円
R 1 5	721,414百万円
R 1 6	715,884百万円
R 1 7	710,652百万円
R 1 8	701,617百万円
R 1 9	694,472百万円
R 2 0	687,324百万円
R 2 1	682,007百万円
R 2 2	672,980百万円
R 2 3	665,794百万円
R 2 4	658,611百万円
R 2 5	653,258百万円
R 2 6	644,383百万円
R 2 7	637,258百万円
R 2 8	630,087百万円
R 2 9	624,621百万円
R 3 0	615,823百万円
R 3 1	608,685百万円
R 3 2	601,548百万円
R 3 3	595,748百万円
R 3 4	586,689百万円
R 3 5	579,248百万円
R 3 6	571,822百万円
R 3 7	565,991百万円
R 3 8	557,089百万円
R 3 9	549,723百万円
R 4 0	542,314百万円
R 4 1	536,384百万円
R 4 2	527,591百万円
R 4 3	520,070百万円
R 4 4	512,543百万円
R 4 5	263,924百万円

(注1) 平成18年度から令和元年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

1. (1) ①イ(ハ)イ)Bのうち、「一般国道42号(湯浅御坊道路)(以下「湯浅御坊道路」という。)」の次に「、一般国道478号(京都縦貫自動車道)(以下「京都縦貫自動車道」という。)」を加える。

1. (1) ②ラの本文中「次の(イ)及び(ロ)に掲げる表の額」を「次表の額」に改め、同(イ)を削り、同(ロ)イ)を(イ)、(ロ)ロ)を(ロ)とする。

1. (1) ②キを次のとおり改める。
キ 京都縦貫自動車道における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次の(イ)及び(ロ)に掲げる表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

(イ) 西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで
イ) 丹波インターチェンジから千代川インターチェンジまでの区間

軽自動車等

		八木中・千代川
	八木西	194.175
丹波・園部	—	388.350

普通車

		八木中・千代川
	八木西	242.719
丹波・園部	—	485.437

中型車

		八木中・千代川
	八木西	291.263
丹波・園部	—	582.525

大型車

		八木中・千代川
	八木西	388.350
丹波・園部	—	776.700

特大車

		八木中・千代川
	八木西	679.612
丹波・園部	—	1,359.224

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
丹波インターチェンジから 園部インターチェンジまで	194. 175	242. 719	291. 263	388. 350	679. 612
八木東インターチェンジから 千代川インターチェンジまで	194. 175	242. 719	291. 263	388. 350	679. 612

ロ) 千代川インターチェンジから大山崎インターチェンジまでの区間

軽自動車等

					大山崎
				長岡京	95. 239
			大原野	190. 477	238. 096
		沓掛	—	—	—
	篠	194. 175	—	428. 572	476. 191
千代川・大井・亀岡	194. 175	388. 350	—	619. 048	666. 667

普通車

					大山崎
				長岡京	95. 239
			大原野	238. 096	285. 715
		沓掛	—	—	—
	篠	242. 719	—	523. 810	571. 429
千代川・大井・亀岡	242. 719	485. 437	—	761. 905	809. 524

中型車

					大山崎
				長岡京	95. 239
			大原野	285. 715	333. 334
		沓掛	—	—	—
	篠	291. 263	—	619. 048	666. 667
千代川・大井・亀岡	291. 263	582. 525	—	904. 762	952. 381

大型車

					大山崎
				長岡京	142. 858
			大原野	380. 953	476. 191
		沓掛	—	—	—
	篠	388. 350	—	857. 143	952. 381
千代川・大井・亀岡	388. 350	776. 700	—	1, 238. 096	1, 333. 334

特大車

				長岡京	大山崎
				666. 667	285. 715
			大原野	—	809. 524
		沓掛	—	—	—
	篠	679. 612	—	1, 476. 191	1, 571. 429
千代川・大井・亀岡	679. 612	1, 359. 224	—	2, 142. 858	2, 238. 096

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
千代川インターチェンジから 大井インターチェンジまで	145. 632	194. 175	242. 719	339. 806	533. 981
千代川インターチェンジ又は 大井インターチェンジから 亀岡インターチェンジまで	145. 632	194. 175	242. 719	339. 806	533. 981

(ロ) 西日本高速道路株式会社が別に定める日以降

軽自動車等

										大山崎
										長岡京
										289. 728
									大原野	315. 312
								沓掛	—	—
						篠	248. 400	—	415. 680	441. 264
					亀岡	258. 240	356. 640	—	523. 920	549. 504
				大井	201. 168	309. 408	407. 808	—	575. 088	600. 672
			千代川	199. 200	250. 368	358. 608	457. 008	—	624. 288	649. 872
		八木東	211. 008	260. 208	311. 376	419. 616	518. 016	—	685. 296	710. 880
	八木中	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	八木西	179. 520	—	264. 144	313. 344	364. 512	472. 752	571. 152	—	738. 432
	園部	—	258. 240	—	342. 864	392. 064	443. 232	551. 472	649. 872	—
丹波	256. 272	—	364. 512	—	449. 136	498. 336	549. 504	657. 744	756. 144	—
									923. 424	949. 008

普通車

											大山崎	
										長岡京	181. 980	
									大原野	324. 660	356. 640	
								沓掛	—	—	—	
							篠	273. 000	—	482. 100	514. 080	
						亀岡	285. 300	408. 300	—	617. 400	649. 380	
					大井	213. 960	349. 260	472. 260	—	681. 360	713. 340	
				千代川	211. 500	275. 460	410. 760	533. 760	—	742. 860	774. 840	
			八木東	226. 260	287. 760	351. 720	487. 020	610. 020	—	819. 120	851. 100	
		八木中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	八木西	186. 900	—	292. 680	354. 180	418. 140	553. 440	676. 440	—	885. 540	917. 520	
	園部	—	285. 300	—	391. 080	452. 580	516. 540	651. 840	774. 840	—	983. 940	1, 015. 920
丹波	282. 840	—	418. 140	—	523. 920	585. 420	649. 380	784. 680	907. 680	—	1, 116. 780	1, 148. 760

中型車

											大山崎	
										長岡京	188. 376	
									大原野	359. 592	397. 968	
								沓掛	—	—	—	
							篠	297. 600	—	548. 520	586. 896	
						亀岡	312. 360	459. 960	—	710. 880	749. 256	
					大井	226. 752	389. 112	536. 712	—	787. 632	826. 008	
				千代川	223. 800	300. 552	462. 912	610. 512	—	861. 432	899. 808	
			八木東	241. 512	315. 312	392. 064	554. 424	702. 024	—	952. 944	991. 320	
		八木中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	八木西	194. 280	—	321. 216	395. 016	471. 768	634. 128	781. 728	—	1, 032. 648	1, 071. 024	
	園部	—	312. 360	—	439. 296	513. 096	589. 848	752. 208	899. 808	—	1, 150. 728	1, 189. 104
丹波	309. 408	—	471. 768	—	598. 704	672. 504	749. 256	911. 616	1, 059. 216	—	1, 310. 136	1, 348. 512

大型車

												大山崎
											長岡京	202.767
										大原野	438.189	490.956
									沓掛	—	—	—
							篠	352.950	—	697.965	750.732	
						亀岡	373.245	576.195	—	921.210	973.977	
					大井	255.534	478.779	681.729	—	1,026.744	1,079.511	
				千代川	251.475	357.009	580.254	783.204	—	1,128.219	1,180.986	
			八木東	275.829	377.304	482.838	706.083	909.033	—	1,254.048	1,306.815	
		八木中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	八木西	210.885	—	385.422	486.897	592.431	815.676	1,018.626	—	1,363.641	1,416.408	
	園部	—	373.245	—	547.782	649.257	754.791	978.036	1,180.986	—	1,526.001	1,578.768
丹波	369.186	—	592.431	—	766.968	868.443	973.977	1,197.222	1,400.172	—	1,745.187	1,797.954

特大車

												大山崎
											長岡京	237.945
										大原野	630.315	718.260
									沓掛	—	—	—
							篠	488.250	—	1,063.275	1,151.220	
						亀岡	522.075	860.325	—	1,435.350	1,523.295	
					大井	325.890	697.965	1,036.215	—	1,611.240	1,699.185	
				千代川	319.125	495.015	867.090	1,205.340	—	1,780.365	1,868.310	
			八木東	359.715	528.840	704.730	1,076.805	1,415.055	—	1,990.080	2,078.025	
		八木中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	八木西	251.475	—	542.370	711.495	887.385	1,259.460	1,597.710	—	2,172.735	2,260.680	
	園部	—	522.075	—	812.970	982.095	1,157.985	1,530.060	1,868.310	—	2,443.335	2,531.280
丹波	515.310	—	887.385	—	1,178.280	1,347.405	1,523.295	1,895.370	2,233.620	—	2,808.645	2,896.590

1. (1) ③ロのうち、「**㊦**」の次に「((ロ)の期間を除く。)」を加える。

1. (1) ④ロのうち、「又は**準人道路**」を「**準人道路又は京都縦貫自動車道（西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）**」に改める。

1. (2) ④イの表中、「**京都縦貫自動車道**」の次に「(西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで適用する。)」を加える。

2. のうち、「令和42年1月24日」を「令和45年10月6日」に改める。

別添3を別添3のとおり改める。

中央自動車道西宮線（八日市・西宮間）

中央自動車道西宮線（八日市・西宮間）																		西宮			
八日市	蒲生	スマート	竜王	栗東	草津	瀬田西	瀬田東	大津	京都東	京都南	大山崎	久御山淀	高麗バスターミナル (名神)	茨木	吹田	吹田	豊中	尼崎	7.0		
																		4.8	11.8		
																		9.6	14.4		
																		0.5	10.1	14.9	21.9
																		3.2	12.8	17.6	24.6
																		10.9	20.5	25.3	32.3
																		22.6	32.2	37.0	44.0
																		19.3	28.9	33.7	40.7
																		27.1	36.7	41.5	48.5
																		37.0	46.6	51.4	58.4
40.3	49.9	54.7	61.7																		
46.6	56.2	61.0	68.0																		
50.6	60.2	65.0	72.0																		
56.7	66.3	71.1	78.1																		
57.9	67.5	72.3	79.3																		
67.7	77.3	82.1	89.1																		
73.7	83.3	88.1	95.1																		
78.4	90.0	94.8	101.8																		
79.9																					
77.2	79.9																				
70.5	73.2																				
64.4	69.5																				
61.1																					
54.4																					
48.4																					
40.6																					
36.7																					
33.4																					
27.1																					
23.1																					
17.0																					
11.0																					
7.3																					
1.2																					
6.1	10.1	16.4	19.7	29.6	37.4	40.7	45.8	53.5	56.2	56.7	66.3	71.1	78.1								
4.0	10.3	13.6	23.5	31.3	34.6	39.7	47.4	50.1	50.6	60.2	65.0	72.0									
6.3			9.6	19.5	27.3	30.6	35.7	43.4	46.1	46.6	56.2	61.0	68.0								
			3.3	13.2	21.0	24.3	29.4	37.1	39.8	40.3	49.9	54.7	61.7								
			9.9	17.7	21.0	26.1	33.8	36.5	37.0	46.6	51.4	58.4									
					7.8	11.1	16.2	23.9	26.6	27.1	36.7	41.5	48.5								

近畿自動車道名古屋神戸線（甲賀土山・神戸ジャンクション間、草津ジャンクション・大津ジャンクション間、高槻第一ジャンクション・高槻第二ジャンクション間）

[illegible]

			信楽	新名神大津 スマート
		草津	大津	
	草津	田上	ジ'ヤンクシヨ	11.6 9.0
	ジ'ヤンクシヨ		2.4	14.0 11.4
栗東	6.1	7.3	3.6	
瀬田東・ 瀬田西	4.0	5.2		

				高槻	高槻 ² ・イナフシ	大山崎	茨木
					(名神)	8.4	7.7
					1.1	9.5	8.8
				高槻 ² ・イナフシ (新名神)	1.4	2.5	
八幡 京田辺	10.7	12.1					
茨木 千提寺	9.9	11.3					

近畿自動車道松原那智勝浦線（岸和田和泉・有田間、御坊・南紀田辺間）

[illegible]

近畿自動車道敦賀線（吉川ジャンクション・小浜間）

[illegible]

中国縦貫自動車道（中国吹田・下関間）

[illegible]

															下関							
															美称西		小月		15.5			
															7.7		12.9		28.4			
															10.4		26.4		41.9			
															18.1		34.1		49.6			
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	
															10.4		18.1		34.1		49.6	

山陽自動車道吹田山口線（神戸ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ・廿日市ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ間、大竹ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ・山口ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ間）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

																		宮島		廿日市	
																		スマート		ジェンクシヨ	
																		5日市		4.3	
																		10.0		14.3	
																		3.0		13.0	
																		1.9		4.9	
																		5.6		7.5	
																		12.0		13.9	
																		22.4		24.3	
																		28.8		30.7	
																		33.4		35.3	
																		38.3		40.2	
																		44.5		46.4	
																		54.6		57.6	
																		68.9		78.9	
																		83.8		93.8	
																		92.9		99.2	
																		105.8		115.7	
																		121.1		124.1	
																		134.1		144.1	
																		155.7		167.1	
																		178.2		182.8	
																		196.1		201.2	
																		217.7		222.0	
																		230.6		243.6	
																		250.9		260.5	
																		273.3		288.0	
																		299.2		304.5	
																		310.7		316.0	
																		327.7		334.7	
																		343.7		351.7	
																		360.7		368.7	
																		377.7		385.7	
																		394.7		402.7	
																		411.7		419.7	
																		428.7		436.7	
																		445.7		453.7	
																		462.7		470.7	
																		479.7		487.7	
																		496.7		504.7	
																		513.7		521.7	
																		530.7		538.7	
																		547.7		555.7	
																		564.7		572.7	
																		581.7		589.7	
																		598.7		606.7	
																		615.7		623.7	
																		632.7		640.7	
																		649.7		657.7	
																		666.7		674.7	
																		683.7		691.7	
																		699.7		707.7	
																		716.7		724.7	
																		733.7		741.7	
																		750.7		758.7	
																		767.7		775.7	
																		784.7		792.7	
																		801.7		809.7	
																		818.7		826.7	
																		835.7		843.7	
																		852.7		860.7	
																		869.7		877.7	
																		886.7		894.7	
																		903.7		911.7	
																		920.7		928.7	
																		937.7		945.7	
																		954.7		962.7	
																		971.7		979.7	
																		988.7		996.7	
																		1005.7		1013.7	
																		1022.7		1030.7	
																		1039.7		1047.7	
																		1056.7		1064.7	
																		1073.7		1081.7	
																		1090.7		1098.7	
																		1107.7		1115.7	
																		1124.7		1132.7	
																		1141.7		1149.7	
																		1158.7		1166.7	
																		1175.7		1183.7	
																		1192.7		1200.7	
																		1209.7		1217.7	
																		1226.7		1234.7	
																		1243.7		1251.7	
																		1259.7		1267.7	
																		1276.7		1284.7	
																		1293.7		1301.7	
																		1309.7		1317.7	
																		1326.7		1334.7	
																		1343.7		1351.7	
																		1359.7		1367.7	

[illegible]

山陽自動車道宇部下関線（宇部ジャンクション・下関ジャンクション間）

			美祿西	小月
		殖生	12.8	10.9
	宇部	9.5		
		10.1		
宇部		19.6		
ジャンクション	3.1	13.2	22.7	

中国横断自動車道姫路鳥取線（播磨新宮・山崎ジャンクション間）

		山崎	佐用
	山崎		ジ・ヤンクシヨシ
播磨	ジ・ヤンクシヨシ	4.0	13.6
新宮	11.5	15.5	25.1

中国横断自動車道岡山米子線（岡山総社・北房ジャンクション間、落合ジャンクション・米子間）

[illegible]

中国横断自動車道尾道松江線（三刀屋木次・松江玉造間）

			松江 玉造
	加茂BS	宍道	14.1
三刀屋	スマート	7.7	21.8
木次	4.5	12.2	26.3

中国横断自動車道広島浜田線（広島ジャンクション・広島北間、千代田ジャンクション・浜田間）

[illegible]

山陰自動車道鳥取益田線（宍道ジャンクション・出雲間）

		出雲
	斐川	13.6
加茂BS スマート 穴道	10.7	
	6.2	

四国縦貫自動車道（徳島・川之江東ジャンクション間、川之江ジャンクション・大洲間）

[illegible][illegible]

四国横断自動車道阿南四万十線（徳島東・須崎東間）

[illegible]

四国横断自動車道愛南大洲線(西予宇和・大洲北只間)

西予 宇和	大洲
	北只 15.7

九州縦貫自動車道鹿児島線（門司・鹿児島間）

[illegible]

九州縦貫自動車道宮崎線（えびの・宮崎間）

[illegible][illegible]

九州横断自動車道長崎大分線（長崎・大分米良間）

[illegible][illegible]

東九州自動車道（北九州ジャンクション・みやこ豊津間、椎田南・宇佐間、大分米良・佐伯間、門川・清武ジャンクション間、末吉財部・隼人東間）

					みやこ豊津
				今川	
			行橋	スマート	5.1
		菊田北九		2.3	7.4
	北九州	州空港	8.6	10.9	16.0
	ジェンション	8.2	16.8	19.1	24.2
小倉東	3.1	11.3			
小倉南	3.8	12.0			

				宇佐
			中津	
		上毛		8.9
	豊前	スマート	7.0	15.9
椎田南		5.2	12.2	21.1
	7.2	12.4	19.4	28.3

				佐伯
			津久見	
		臼杵		13.0
	大分		7.0	20.0
大分	宮河内	14.0	21.0	34.0
米良	6.2	20.2	27.2	40.2

										田野	宮崎	清武南							
										清武									
										宮崎西	8.5	8.4	3.3						
										国富	7.9								
										西都	5.2								
										新富	11.6	16.8	24.7						
										高鍋	6.3	17.9	23.1	31.0					
										都農	5.8	12.1	23.7	28.9	36.8				
										日向	12.9	18.7	25.0	36.6	41.8	49.7			
										門川南	20.0	32.9	38.7	45.0	56.6	61.8	69.7		
										スマート	12.6	32.6	45.5	51.3	57.6	69.2	74.4	82.3	
門川											一	13.9	33.9	46.8	52.6	58.9	70.5	75.7	83.6

		東人集
	分国	
吉末		4.8
財部	22.5	27.3

関西国際空港線（泉佐野ジャンクション・りんくう間）

	上之郷	泉佐野・りんくう —
貝塚	6.9	12.9
泉南・ 阪南	7.4	13.4

関門自動車道（下関・門司間）

		門司
	門司港	
下関		—
	4.3	9.4

沖縄自動車道（許田・那覇間）

沖縄自動車道（許田・那覇間）												那覇																					
										西原		幸地		—																			
										1.6		4.0																					
										1.6		3.2		5.6																			
										6.4		8.0		9.6		12.0																	
										1.3		7.7		9.3		10.9		13.3															
										—		5.8		12.2		13.8		15.4		17.8													
										5.1		—		10.9		17.3		18.9		20.5		22.9											
										8.5		13.6		—		19.4		25.8		27.4		29.0		31.4									
										2.7		11.2		16.3		—		22.1		28.5		30.1		31.7		34.1							
										8.5		17.0		22.1		—		27.9		34.3		35.9		37.5		39.9							
										16.7		25.2		30.3		—		36.1		42.5		44.1		45.7		48.1							
										9.2		17.4		—		25.9		34.4		39.5		—		45.3		51.7		53.3		54.9		57.3	

別添 5 を別添 5 のとおり改める。

別添 6 のうち、A の項中、

「	京都縦貫自動車道のうち大山崎インターチェンジ から千代川インターチェンジ までの区間	」
	京都縦貫自動車道のうち千代川インターチェンジ から丹波インターチェンジ までの区間	

を

「	京都縦貫自動車道のうち丹波インターチェンジ から千代川インターチェンジ までの区間（西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までとする。）	」
	京都縦貫自動車道のうち千代川インターチェンジ から大山崎インターチェンジ までの区間（西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までとする。）	
	京都縦貫自動車道（西日本高速道路株式会社が別に定める日以降とする。）	

に改める。

別添 5 一般有料道路等のキロ程 (単位: キロメートル)

京滋バイパス

								久御山	久御山淀
								久御山ジャンクション	2.4
								—	3.1
								—	—
				宇治西				—	—
				宇治東		巨椋	1.9	3.6	6.7
				笠取	—	—	—	—	—
				—	5.1	7.4	9.3	11.0	14.1
		南郷		—	—	—	—	—	—
	石山			—	—	—	—	—	—
瀬田東		4.9	—	11.9	14.2	16.1	17.8	—	20.9
	—	7.9	—	14.9	17.2	19.1	20.8	—	23.9

第二京阪道路

[illegible]

淀川左岸線延伸部

門真ジャンクション	門真西	西日本・阪神 接続部
	—	0.4
		1.1

(注) 西日本・阪神接続部とは大阪市鶴見区緑地公園をいう。

椎田道路

		榎田	榎田南
	築城		1.7
みやこ豊津		4.9	6.6
	2.3	7.2	8.9

隼人道路

		加治木
隼人東	隼人西	2.5
	3.6	6.1

広島岩国道路

			大竹西ジヤンション	
		大竹		—
			0.7	0.7
	廿日市ジヤンション		8.3	9.0
廿日市		4.7	13.0	13.7
	2.5	7.2	15.5	16.2

宇佐別府道路

			大分農業文化公園	速見
		安心院		6.3
	院内		6.3	12.6
宇佐		5.2	11.5	17.8
	—	8.3	14.6	20.9

湯淺御坊道路

				湯浅	有田南	—
				—	2.7	3.9
広川南				—	5.2	6.4
4.5				—	9.7	10.9
御坊	川辺	—	8.5	—	13.7	14.9
	4.5	—	13.0	—	18.2	19.4

八代日奈久道路

		日奈久
	八代南	
八代シ ⁺ ヤンクシヨウ		5.4
	6.6	12.0

日出バイパス

速見	日出
	9.0

今治小松道路

		いよ小松北	終点
	東子丹原		—
今治湯ノ浦		3.0	4.0
	9.0	12.0	13.0

江津道路

			浜田ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
	江津西	浜田東	3.4
江津		6.0	6.0
	5.1	11.1	11.1

門川	2.6
----	-----

京都縦貫自動車道

西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで

		八木西	八木中
	園部		1.5
丹波		—	5.5
	5.4	—	10.9

				長岡京	大山崎
			大原野		1.3
		香掛		7.1	8.4
	篠		—	—	—
亀岡		5.0	—	13.5	14.8
	5.5	10.5	—	19.0	20.3

西日本高速道路株式会社が別に定める日以降

丹波	園部	八木西	八木中	八木東	千代川	大井	亀岡	篠	沓掛	大原野	長岡京	大山崎										
												1.3										
											7.1	8.4										
											—	—										
											13.5	14.8										
											19.0	20.3										
											21.6	22.9										
											24.1	25.4										
											27.2	28.5										
											—	—										
丹波	園部	八木西	八木中	八木東	千代川	大井	亀岡	篠	沓掛	大原野	長岡京	大山崎										
													1.5	—	5.8	8.3	10.9	16.4	21.4	—	29.9	31.2
													5.5	—	9.8	12.3	14.9	20.4	25.4	—	33.9	35.2
													5.4	—	10.9	—	15.2	17.7	20.3	25.8	30.8	39.3

兵庫県道路公社が管理する道路（播但連絡道路）

[illegible]

京都府道路公社が管理する道路（丹波綾部道路）

				丹波
			京丹波みずほ	
		京丹波わち		7.7
	綾部安国寺		11.6	19.3
綾部ジャンクション		7.3	18.9	26.6
	2.6	9.9	21.5	29.2

京都府道路公社が管理する道路（綾部宮津道路）

宮津天橋立	舞鶴大江	綾部ジャンクション
		12.1
	11.3	23.4

本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路（一般国道２８号）

[illegible]

本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路（一般国道30号）

				坂出北	坂出
					2.6
				8.2	10.8
早島	水島	児島	与島パーキングエリア	7.7	15.9
				18.3	26.5
	8.2	18.8	26.5	34.7	29.1
					37.3

別紙特2を次のとおり改める。

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	105百万円
H 2 8	7, 861百万円
H 2 9	9, 756百万円
H 3 0	13, 246百万円
R 1	11, 164百万円
R 2	60, 533百万円
R 3	59, 251百万円
R 4	78, 064百万円
R 5	235, 083百万円
R 6	189, 402百万円
R 7	179, 173百万円
R 8	161, 670百万円
R 9	154, 256百万円
R 1 0	152, 244百万円
R 1 1	188, 078百万円

(注1) 平成 2 7 年度から令和元年度は実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和2年10月19日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 渡 邊 大 樹

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 前 川 秀 和